

契 約 一 覧 表 総 括 表

(部局名：広島国税局)

(審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日)

区 分	件 数	うち応札（応募）業者数 1 者	備 考
総契約件数	59件	0件	
(内訳)			
① 競争入札（公共工事）	0件	0件	
② 随意契約（公共工事）	0件	0件	
③ 競争入札（物品役務等）	14件	0件	
④ 随意契約（物品役務等）	45件	0件	
応札（応募）業者数 1 者総契約件数	0件		
(内訳)			
(1) 一般競争入札方式	0件		
(2) 企画競争方式	0件		
(3) 公募方式	0件		
(4) 不落・不調随意契約方式	0件		

(注) 国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

契約一覧表（競争入札（公共工事））

資料1-8

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考
該当なし								

（注1）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約一覧表（随意契約（公共工事））

資料 1 - 9

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
該当なし									

(注1) 国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。
 (注2) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
 (注3) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別記様式 4

契約一覧表（競争入札（物品役務等））

資料 1 - 10

(部局名：広島国税局)

(審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考
岡山東税務署建具改修ほか1件工事設計業務委託一式	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年1月15日	株式会社岡田積算建築設計 広島県広島市中区平野町11-12	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,417,500	-	
広島国税局第三御幸宿舍外壁改修その他工事設計業務委託一式	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年1月15日	株式会社岡田積算建築設計 広島県広島市中区平野町11-12	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,827,000	-	
旅費システム2013プログラム修正業務一式	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年1月17日	株式会社クラスイット 広島県広島市安佐南区伴南4-27-30	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,564,500	-	
ファイルワゴンの購入244台	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年1月28日	株式会社日興商会広島支店 広島県広島市西区庚午中4-14-19	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	5,943,840 円	-	
確定申告期広報用ポスターJR車内吊り業務一式	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年1月29日	株式会社ジェイアール西日本コミュニケーションズ中国支店 広島県広島市東区上大須賀町1-23	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,467,900 円	-	

契約一覧表（競争入札（物品役務等））

資料 1 - 10

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考
更衣ロッカーの購入 62台	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年1月30日	株式会社多山文具 広島県広島市中区本通 8-23	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	2,110,647	-	
デジタル印刷機の購入 50台	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年2月5日	理研産業株式会社 広島県広島市中区大手町 4-6-27	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	44,379,300	-	
広島国税局書庫管理システムのプログラム修正業務 一式	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年2月6日	株式会社クラスイット 広島県広島市安佐南区 伴南4-27-30	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,239,000	-	
面接機等の購入 面接機56台ほか1品目	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年2月6日	株式会社フォーデック 広島県広島市西区商工 センター6-9-39	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	6,083,385	-	
郵便料金計器及び郵便管理システム パソコン等の購入 郵便料金計器1台ほか2品目	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年2月6日	テクノ・トップバン・ フォームズ株式会社 東京都日野市旭が丘2 -6	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,785,000	-	

別記様式 4

契約一覧表（競争入札（物品役務等））

資料 1 - 10

(部局名：広島国税局)

(審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	備考
うがい器の購入 53台	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年2月13日	サラヤ株式会社広島営業所 広島県広島市西区楠木町1-13-1	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	3,366,300	-	
会議机等の購入 会議机145台ほか2品目	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年2月13日	ダイワラクダ工業株式会社 大阪府大阪市西区阿波座1-5-16	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	6,720,000	-	
パーティションの購入 11セット	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年2月14日	株式会社五興 広島県広島市安佐南区伴南1-3-16	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	2,152,500	-	
電動アシスト付自転車の購入 20台	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年2月19日	株式会社安西事務機 広島県広島市西区楠木町3-10-15	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	2,120,500	-	

(注1) 国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

資料 1 - 11

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
電気料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30 ほか36官署	-	丸紅株式会社 東京都千代田区大手町1-4-2	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 84,780,301円 分担契約 分担総額 16,124,559円
電気料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	-	中国電力株式会社 広島県広島市中区小町4-33	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 10,889,710円
ガス料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30 ほか7官署	-	鳥取瓦斯株式会社 鳥取県鳥取市五反田町6	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 4,800,119円 分担契約 分担総額 1,845,237円
ガス料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30 ほか15官署	-	松江市ガス局 島根県松江市平成町182-42	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 4,873,680円 分担契約 分担総額 1,136,595円

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

資料 1 - 11

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
ガス料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30 ほか3官署	-	出雲ガス株式会社 島根県出雲市上塩冶町2388-1	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 4,256,420円 分担契約 分担総額 1,668,565円
ガス料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30 ほか27官署	-	広島ガス株式会社 広島県広島市南区皆実2-7-1	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 50,535,568円 分担契約 分担総額 10,755,784円
ガス料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30 ほか11官署	-	山口合同ガス株式会社 山口県下関市本町3-1-1	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 12,155,923円 分担契約 分担総額 3,402,391円
ガス料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	-	岡山ガス株式会社 岡山県岡山市中区桜橋2-1-1	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 4,117,170円

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

資料 1 - 11

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
ガス料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	-	広島ガス株式会社 広島県広島市南区皆実2-7-1	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 2,978,325円
ガス料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	-	宇部市ガス水道局 山口県宇部市港町1-14-35	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 1,522,486円
水道料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30 ほか1官署	-	松江市水道局 島根県松江市北田町266	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 4,460,523円 分担契約 分担総額 3,631,822円
水道料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	-	岡山市水道局 岡山県岡山市北区鹿田町2-1-1	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 1,643,067円

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

資料 1 - 11

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
水道料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30 ほか27官署	-	広島市水道局 広島県広島市中区基町9-32	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 39,257,101円 分担契約 分担総額 8,184,264円
水道料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	-	広島市水道局 広島県広島市中区基町9-32	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 3,432,604円
電話料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	-	西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町3-15	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 11,282,740円
電話料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	-	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区九段南2-3-1 青葉第一ビル	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 1,434,503円

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

資料 1 - 11

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
電話料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	-	KDDI株式会社 東京都新宿区西新宿2-3-2	予決令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 25年度支払実績額 40,696,827円
NHK受信料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年4月1日	NHK広島放送局 広島県広島市中区大手町2-11-10	放送法第32条第1項に基づき契約を行うものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,611,640円	1,611,640円	100.0%	-	単価契約 25年度支払実績額 1,611,640円
料金後納郵便	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年4月1日	郵便事業株式会社中国支社 広島県広島市中区東白島町19-8	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業株式会社以外になく、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	@80円ほか	-	-	単価契約 25年度支払実績額 318,042,664円
高速道路通行料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年4月1日	西日本高速道路株式会社中国支社 広島県広島市安佐南区緑井2-26-1	高速道路通行料については、西日本高速道路株式会社の道路管理運用会社により通行料が定められており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	16,024,272円	@350円ほか	100.0%	-	単価契約 25年度支払実績額 16,024,272円
金融機関に対する照会手数料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年4月1日	株式会社もみじ銀行 広島県広島市中区胡町1-24	当該金融機関に対する照会手数料であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	2,297,254円	@31.5円	100.0%	-	単価契約 25年度支払実績額 2,297,254円

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

資料 1 - 11

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
金融機関に対する照会手数料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年4月1日	株式会社中国銀行 岡山県岡山市北区丸の内1-15-20	当該金融機関に対する照会手数料であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	2,802,979円	@21円	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 2,802,979円
金融機関に対する照会手数料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年4月1日	株式会社山口銀行 山口県下関市竹崎4-2-36	当該金融機関に対する照会手数料であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	2,871,857円	@31.5円	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 2,871,857円
金融機関に対する照会手数料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年4月1日	株式会社広島銀行 広島県広島市中区紙屋町1-3-8	当該金融機関に対する照会手数料であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	2,507,181円	@31.5円	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 2,507,181円
金融機関に対する照会手数料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年4月1日	株式会社西京銀行 山口県周南市平和大通1-10-2	当該金融機関に対する照会手数料であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,219,063円	@31.5円	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 3,219,063円
金融機関に対する照会手数料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年4月1日	株式会社山陰合同銀行 島根県松江市魚町10	当該金融機関に対する照会手数料であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	2,195,485円	@21円	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 2,195,485円

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

資料 1 - 11

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
金融機関に対する照会手数料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年4月1日	呉信用金庫 広島県呉市本通 2 - 2 - 1 5	当該金融機関に対する照会手数料であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,545,644円	@31.5円	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,545,644円
金融機関に対する照会手数料	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年4月1日	広島信用金庫 広島県広島市中区富士見町 3 - 1 5	当該金融機関に対する照会手数料であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,427,473円	@31.5円	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,427,473円
平成26年分路線価等を定めるための土地評価精通者業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	株式会社エスティマ 岡山県岡山市北区大供 2 - 1 3 - 8	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,947,760円	@1,360円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,947,760円
平成26年分路線価等を定めるための土地評価精通者業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	一般財団法人日本不動産研究所中四国支社 広島県広島市中区胡町 4 - 2 1	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	2,694,420円	@1,360円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 2,694,420円
平成26年分路線価等を定めるための土地評価精通者業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	有限会社森嶋鑑定事務所 広島県広島市中区鉄砲町 1 - 2 0 第 3 ウエノヤビル 2F	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,044,480円	@1,360円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,044,480円

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

資料 1 - 11

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
平成26年分路線価等を定めるための土地評価精通者業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	株式会社中森不動産鑑定 広島県廿日市市串戸4-10-16	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,135,990円	@1,360円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,135,990円
平成26年分路線価等を定めるための土地評価精通者業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	上河内総合鑑定所 広島県広島市中区大手町3-1-11平野ビル3階	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,262,860円	@1,360円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,262,860円
平成26年分路線価等を定めるための土地評価精通者業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	一般財団法人日本不動産研究所山口支所 山口県山口市米屋町1-15みずほ銀行山口支店2階	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,146,640円	@1,360円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,146,640円
平成26年分路線価等を定めるための土地評価精通者業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	株式会社中央総合鑑定事務所 山口県下関市南部町23-6	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,074,400円	@1,360円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,074,400円
平成26年分路線価等を定めるための鑑定評価員等業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	株式会社日興不動産鑑定事務所 岡山県岡山市北区磨屋町2-1	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,057,770円	@70,518円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,057,770円

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

資料 1 - 11

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
平成26年分路線価等を定めるための鑑定評価員等業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	株式会社エスティマ 岡山県岡山市北区大供2-13-8	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,642,767円	@70,518円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,642,767円
平成26年分路線価等を定めるための鑑定評価員等業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	株式会社進栄不動産鑑定 広島県広島市中区本川町1-1-25	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,057,770円	@70,518円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,057,770円
平成26年分路線価等を定めるための鑑定評価員等業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	一般財団法人日本不動産研究所中四国支社 広島県広島市中区胡町4-21	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	3,683,106円	@70,518円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 3,683,106円
平成26年分路線価等を定めるための鑑定評価員等業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	有限会社中村不動産鑑定 広島県広島市中区東白島町20-22ホワイトパーク2階	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,128,288円	@70,518円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,128,288円
平成26年分路線価等を定めるための鑑定評価員等業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	ひろぎんモーゲージサービス株式会社 広島県広島市中区舟入中町9-12	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,692,432円	@70,518円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,692,432円

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

資料 1 - 11

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
平成26年分路線価等を定めるための鑑定評価員等業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	共同不動産鑑定システム ズ徳山事務所 山口県周南市慶万町2-21-503	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,008,105円	@70,518円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,008,105円
平成26年分路線価等を定めるための鑑定評価員等業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	一般財団法人日本不動産 研究所山口支所 山口県山口市米屋町1-15みずほ銀行山口支店 2階	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,784,622円	@70,518円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,784,622円
平成26年分路線価等を定めるための鑑定評価員等業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	富士不動産鑑定株式会社 山口県下関市秋根本町2-10-10	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,269,324円	@70,518円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,269,324円
平成26年分路線価等を定めるための鑑定評価員等業務	支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 金田 正孝 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成25年10月1日	株式会社地域整備機構 山口県下関市新地西町9-10	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当局の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	1,692,432円	@70,518円ほか	100.0%	—	単価契約 25年度支払実績額 1,692,432円

(注1) 国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

(注2) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注3) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約一覧表（応札（応募）業者数 1 者関連）

資料 1 - 12

（部局名：広島国税局）

（審議対象期間 平成26年1月1日～平成26年3月31日）

公共工事の名称、場所、期間及び種別 又は 物品役務等の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称及び住所	一般競争入札、 指名競争入札、 企画競争、公募 又は不落・不調 の別	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	応札 (応募) 業者数	入札参加（応募）資格の内容 (請負実績、実務経験者の在籍等)
該当なし								

（注）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。